

※処理事項		発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
受付印		令和 年 月 日	法人番号	この申告の基礎 の修正・決定 再正による。				申告年月日 年 月 日	
所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	(電話)			事業種目	期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額 又は出資金の額)				
(ふりがな) 法人名				同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等				
(ふりがな) 代表者名	(ふりがな) 経理責任者名				期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	期末現在の 資本金等の額			

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

摘要	課税標準	税率(%)	税額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によっ て計算した法人税額	①
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得金額総額 別表5⑳	㉘			試験研究費の額等に係る 法人税額の特別控除額	②
年400万円以下の 金額	㉙	0.00	0.00	還付法人税額等の控除額	③
年400万円を超え年 800万円以下の金額	㉚	0.00	0.00	退職年金等積立金に係る 法人税額	④
年800万円を超える 金額	㉛	0.00	0.00	課税標準となる法人税額 ①+②-③+④	⑤
計 ㉙+㉚+㉛	㉜	0.00	0.00	2以上の道府県に事務所又は事 業所を有する法人における課税 標準となる法人税額	⑥
軽減税率不適用法人 の金額	㉝	0.00	0.00	法人税割額 (⑤又は⑥×100)	⑦
付加価値額総額	㉞			道府県民税の特定寄附金 税額控除額	⑧
付加価値額	㉟	0.00	0.00	税額控除超過額相当額の 加算額	⑨
資本金等の額総額	㊱			外国関係会社等に係る控除対 象所得税額等相当額の控除額	⑩
資本金等の額	㊲	0.00	0.00	外国の法人税等の額の控 除額	⑪
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入金額総額	㊳			仮装経理に基づく法人税 割額の控除額	⑫
収入金額	㊴	0.00	0.00	差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫	⑬
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得金額総額 別表5㉑	㊵			既に納付の確定した当期 分の法人税割額	⑭
所得金額	㊶	0.00	0.00	租税条約の実施に係る法人 税割額の控除額	⑮
付加価値額総額	㊷			この申告により納付すべき法人 税割額 ⑬-⑭-⑮	⑯
付加価値額	㊸	0.00	0.00	算定期間中において事務所 等を有していた月数	⑰
資本金等の額総額	㊹			円× $\frac{⑰}{12}$	⑱
資本金等の額	㊺	0.00	0.00	既に納付の確定した 当期分の均等割額	⑲
収入金額総額	㊻			この申告により納付 すべき均等割額 ⑱-⑲	⑳
収入金額	㊼	0.00	0.00	この申告により納付すべ き道府県民税額 ⑱+⑳	㉑
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
付加価値額総額	㊽			⑳のうち見込納付額	㉒
付加価値額	㊾	0.00	0.00	差引 ㉑-㉒	㉓
資本金等の額総額	㊿			特別区分の課税標準 額	㉔
資本金等の額	㊿	0.00	0.00	同上に対する税額 ㉔×100	㉕
収入金額総額	㊿			市町村分の課税標準 額	㉖
収入金額	㊿	0.00	0.00	同上に対する税額 ㉖×100	㉗
合計事業税額(㉒又は㉓)+㉕+㉗+㉙+㉛+㉝+㉟+㉛+㉝+㉟+㉛+㉝	㊿	0.00	0.00	法人税の期末現在の資本金等の額	
事業税の特定 寄附金税額控除額	㊿			法人税の当期の確定税額	
差引事業税額 ㉒-㉓-㉕	㊿	0.00	0.00	決算確定の日	
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額	㊿			解散の日	
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))	㊿			残余財産の最後の分配又は引渡しの日	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㊿			申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無 法人税 有・無
還付請求中間納付額	㊿			法人税の申告書の種類	青色・その他
				この申告が中間申告の場合の計算期間	
				翌期の中間申告の要否	要・否
				還付を受けようとする 金融機関及び支払方法	銀行 支店
				口座番号(普通・当座)	

署
与
理
士
名

(電話)

